

# 酒門いきいきスポーツクラブ 規約

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本クラブは、「酒門いきいきスポーツクラブ」以下「クラブ」と称する。

(事務所)

第2条 本クラブの事務所は、茨城県水戸市酒門町 1414 番地におく。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本クラブは総合型地域スポーツクラブとして、地域住民に対し「いつでも、どこでも、だれでも、いつまでも」自由に、楽しく、スポーツと文化に親しむ機会を提供し、地域住民のスポーツと文化を愛する風土の醸成及び健康づくり、コミュニティーづくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本クラブは第3条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 各種スポーツ・文化サークルの設置、企画、運営、活動
- (2) スポーツ・文化教室、スポーツ大会・イベントの開催
- (3) 各種研修会の開催
- (4) 地域活性化のための賛助企業（会員）との共同事業
- (5) 広報誌の発行
- (6) その他クラブ目的の達成のために必要な事業

## 第3章 会員

(会員)

第5条 会員とは、本クラブ所定の入会申込書による入会手続を完了し、入会の許可による会員登録され、会員証の交付を受けた者をいう。

(入会資格)

第6条 本クラブへの入会は原則として、地域住民であること。また地域内の企業、個人経営の商店等であること。但し、本クラブの趣旨に賛同する近隣の住民についても認めるものとする。

2 本クラブに入会を希望する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 本クラブの趣旨および目的を理解し、本クラブが規定する諸規則を守ること。
- (2) スポーツや文化活動を行うに適した身体と精神をもって、地域活動に資すること。

(種別)

第7条 会員の種別は以下の各号のとおりとする。

- (1) 子供会員（小学生以上中学生以下が個人で入会）但し、幼児体育教室への参加は未就学児（幼児）も可とする。  
尚、子供会員は入会に当たり、保護者の同意を必要とする。
- (2) 一般会員（高校生以上が個人で入会）。
- (3) 家族会員（夫婦、親子等家族が複数人で入会）。
- (4) 賛助会員（地域内の企業及び個人経営の商店等を原則とする）

#### （会費）

第8条 会員は、会費を原則として、入会時に納入しなければならない。以下の各号の会員の種別による会費（年額）は細則に定める。また、各種イベント等の参加費は実施種目及び内容等により、必要額を徴収する場合がある。尚、保険料は会費に含むものとする。

- (1) 子供会員
- (2) 一般会員
- (3) 家族会員（夫婦、親子、家族数無制限）
- (4) 賛助会員

#### （会員資格の喪失）

第9条 会員は以下の各号に該当した場合、会員の資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出し受理されたとき。
- (2) 本人が死亡したとき。
- (3) 除名処分を受けたとき。
- (4) 本クラブが解散したとき。

#### （退会）

第10条 会員は、退会届を提出することにより、任意に退会することができる。

#### （除名）

第11条 会員が次の各号に該当する行為を行ったときは、運営委員会の議決により、除名処分することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本クラブの規約に違反したとき。
- (2) 反社会的行為により、当クラブの名誉を著しく傷つけたとき。
- (3) 会費を1年以上滞納し、催告を受けても納入しないとき。

#### （抛出金品の不返還）

第12条 既納の会費及びその他の抛出金品は、原則的に返還しない。但し、当クラブの都合で開催できなかった場合等については、運営委員会で協議・決定し返還する場合がある。

## 第4章 組織

#### （顧問及びクラブ構成員）

第13条 本クラブには顧問を置くことができる。顧問は会長が総会の同意を得て委嘱する。任期は、2年とするが、再任を妨げない。

2. 本クラブは顧問、役員、運営委員、登録指導員及び会員で構成する。

(運営機関)

第 14 条 本クラブの事業運営のため、運営委員会を置く。運営委員会は顧問、監事を除く役員、運営委員、登録指導員で構成し、会長が運営委員長を兼ねるものとする。

(役員を選任及び定数)

第 15 条 本クラブには次の各号のとおり役員を置く。役員は運営委員会において選任され、総会において承認される。

- (1) 会長 1名 (運営委員長を兼務)
- (2) 副会長 3名 (運営副委員長を兼務)
- (3) 監事 2名

(役員任期)

第 16 条 本クラブの役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員職務)

第 17 条 役員職務は次の各号のとおりとする。

- (1) 会長は本クラブを代表しその業務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行し総会及び運営委員会の書記を務める。
- (3) 監事は、本クラブの財産状況の監査を行う。

(役員解任)

第 18 条 役員が次の各号に該当するに至ったときは、運営委員会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 反社会的行為により、当クラブの名誉を著しく傷つけたとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- (3) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(専門部会)

第 19 条 運営委員会の中に次の各号の専門部会を置くことができる。専門部会は運営委員会の委員をもって構成しその任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

- (1) 事務局
- (2) 総務・企画部
- (3) 広報部
- (4) 指導・研修部
- (5) 財務部

(専門部会の職務)

第20条 各専門部会の職務は、次の各号のとおりとする。

- (1) 事務局はクラブマネージャーとしての役割を果たし、会員管理、利用施設の調整、日々の出納管理等を行う。
- (2) 総務・企画部は、クラブの運営全体の総括として、スポーツ教室の企画運営、スポーツイベントの企画運営、各団体との連絡調整を行う。また、健康維持・体力向上の情報提供なども行う。
- (3) 広報部は、クラブの会報を発行するなどの広報活動を行うとともに、会員の募集を行う。
- (4) 指導・研修部は、指導者の登録、指導組織づくり、指導者及び会員の研修会の企画運営を行う。
- (5) 財務部は会計事務管理、財源確保及びクラブの資産・財産管理を行う。

## 第5章 会 議

(総会)

第21条 本クラブの最高決定機関として総会を置く。総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。尚、総会の構成員は、第13条による。

(総会の開催)

第22条 通常総会は、毎事業年度1回以上開催する。

2 臨時総会は、次の各号に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認め招集の請求をしたとき
- (2) 会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(総会の招集及び議長)

第23条 総会は、会長が招集し、議長の任に当たる。

- 2 前条第2項(2)号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の定足数、議決及び表決権)

第24条 顧問及び子供会員を除く本クラブ構成員総数の3分の1以上の出席で成立し、議決は、出席者の過半数をもって決する。賛否同数のときは、議長の決するところによる。但し、規約の改廃、合併及び解散については、出席者の3分の2以上の議決を経るものとする。

2 表決権等については、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 出席者の表決権は、平等なるものとする。
- (2) 都合により出席出来ない者は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決するか又は他の出席者を代理人として表決を委任することができる。
- (3) 前号の規定により表決した者は、総会に出席したものとみなす。
- (4) 総会の議決について、特別の利害関係を有する者は、その議決に加わることはできない。

(総会の権能)

第 25 条 次の各号に掲げる事項について議決する。

- (1) 規約の改廃
- (2) 合併及び解散
- (3) 事業計画及び収支予算並びにそれらに変更があったとき。
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) 役員を選任、解任及び職務の変更
- (6) その他運営委員会が必要と認めた事項

(運営委員会)

第 26 条 運営委員会は、第 14 条で定める運営委員をもって構成し、運営委員長は会長が、運営副委員長は副会長がそれぞれ兼務する。

2 運営委員会は、特段の定めのない会費、指導員の報酬及び運営上必要な事項について細則を定めクラブの運営を図る。また、運営委員会は次の各号に掲げる事項を決議する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の決議した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の決議を要しない業務の執行に関する事項

3 運営委員会の開催は次の各号のとおりとする。

- (1) 毎月 1 回の定例
- (2) 会長が必要と認めたとき
- (3) 運営委員会総数の 2 分の 1 以上から会議の開催目的を記載した書面により開催請求があったとき

4 運営委員会は運営委員長（会長）が招集する。

5 前項（3）号の規定により開催の請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時運営委員会を招集しなければならない。

6 運営委員会を招集するときは、必要事項を記載した書面で、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

7 運営委員会の議長は会長がその任に当たる。

8 運営委員会は、委員の 3 分の 1 以上の出席で成立する。

9 運営委員会での議決は出席委員の過半数をもって決し、賛否同数のときは、議長の決するところによる。

10 都合により運営委員会を欠席するときは、委任状をもって表決することができる。

## 第6章 会 計

(資金)

第 27 条 本クラブの運営資金は、次の各号の収入をもってこれにあてる。

- (1) 年会費
- (2) 各教室の参加費
- (3) 事業等による収入
- (4) 会員及び賛同者からの寄付
- (5) その他

(資金の運営・管理)

第28条 本クラブの資金は財務部(会計)が管理し、事務局が執行権を有する。

(予算・決算)

第29条 本クラブの予算および決算は総会での承認・決議を要する。

(会計年度)

第30条 本クラブの会計年度は、毎年4月1日に始まり翌3月31日に終了する。

## 第7章 事故の責任

(事故の責任)

第31条 会員は本クラブの活動に際しては、本クラブの諸規約および施設管理責任者並びに指導者の指示に従い、自己の責任において行動するものとする。

(傷害保険の加入)

第32条 全ての会員は本クラブ指定の保険に加入するものとする。

- 2 本クラブは、会員が活動中の傷害についてはその保険の対象範囲内で対応するものとする。
- 3 会員が活動中の付き添いの父兄、通常のイベント等に参加する非会員等の傷害についても当保険の対象範囲内で対応するものとする。
- 4 特別なイベントの開催によっては、会員、非会員を問わず保険料を徴収する場合がある。

(紛失・盗難)

第33条 会員が本クラブの利用に際して生じた紛失および盗難等に関し、本クラブは一切の賠償の責を負わない。

## 第8章 規約の改廃、合併及び解散

(規約の改廃)

第34条 本規約の改廃

は、総会での出席者の3分の2以上の議決を経るものとする。

(合併及び解散)

第35条 本クラブは、他クラブとの合併又は会員の減少、破産等により解散するときは、総会での出席者の3分の2以上の議決を経るものとする。

(残余財産の帰属)

第36条 本クラブが解散(合併又は破産による解散を除く)したときに現存する財産は、酒門地区へ譲渡するものとする。

## 細 則

1. 本規約に特段の定めのない事項及び運営上必要な細則は、運営委員会の決議によりこれを定める。
2. 本細則は、運営委員会の決議により随時改定することができる。

## 附 則

本規約は平成 20 年 7 月 26 日より施行する  
(改正暦)

平成 20 年 7 月 26 日	制 定
平成 21 年 5 月 30 日	一部改訂
平成 22 年 5 月 29 日	一部改訂
平成 25 年 5 月 18 日	一部改訂